

# 大学・大学院における

国家資格公認心理師養成に係る

# 実習受入れ中

公認心理師法では、実践力の高い人材を養成する上で、大学・大学院外の施設における実習科目は非常に重要な科目として位置付けられています。

その実習施設には、矯正施設が含まれていることから、九州、沖縄各県の少年鑑別所・少年院・刑務所等では、公認心理師養成に係る実習を積極的に受け入れています。

## 受入れ可能な施設（福岡矯正管区内）

○印は令和元年度までに受入れ実績のあった施設

### 【少年鑑別所】

- 福岡少年鑑別所  
小倉少年鑑別支所
- 佐賀少年鑑別所  
長崎少年鑑別所  
熊本少年鑑別所
- 大分少年鑑別所  
宮崎少年鑑別所
- 鹿児島少年鑑別所
- 那覇少年鑑別所

### 【少年院】

- 筑紫少女苑
- 福岡少年院
- 佐世保学園
- 人吉農芸学院
- 中津少年学院
- 大分少年院
- 沖縄少年院
- 沖縄女子学園

### 【刑事施設】

- 北九州医療刑務所
- 福岡刑務所
- 麓刑務所
- 長崎刑務所
- 熊本刑務所
- 大分刑務所
- 宮崎刑務所
- 鹿児島刑務所
- 沖縄刑務所
- 佐賀少年刑務所
- 福岡拘置所

## 【新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ】

現在、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、施設内での実習を見送っております。職員を大学・大学院に派遣して、実習の代替として講義や演習を行うことについて、調整の余地があります。詳しくは、お問い合わせください。



国家公務員採用試験により採用された法務技官（心理）に対しては

## 実務経験プログラム実施しています

全国の少年鑑別所及び刑事施設は、公認心理師法第7条第2号に規定される施設として認定されています。

実習受入れ施設に関する詳細はこちらから→



法務省ホームページ

お問合せ先：福岡矯正管区  
092-661-1137